

## 姫路市立書写養護学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、  
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。〔※いじめ防止対策推進法より〕

をもとに、

### 1、本校の方針

本校は、校訓「明るく」「正しく」「たくましく」を基盤とし、「合理的な配慮のもとに共に生きる社会の形成者」を育成することをめざしている。

すべての児童生徒が有意義で充実した学習活動に取り組み、安心して学校生活を送れるように、いじめ防止に向け日々の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「姫路市立書写養護学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2、基本的な考え方

本校は昭和35年に肢体不自由児が通う養護学校として設立され、昭和47年に高等部が本科に昇格したことにより、小中高一貫学校になった。十二年間という長い年月に亘って、児童生徒・保護者・教職員が一般の学校以上に深く結びつき、ともに考えながら、卒業後を見通した学習・子育て・教育に取り組んできた。

いじめについては、「いじめはどの学校にも学級にも起こりうる」という認識を全教職員が持ち、好ましい人間関係の中で人権を守る風土を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するために、以下の体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

### 3、いじめ防止等の指導体制等

#### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員と心理等に関する専門的な知識を有する関係者により構成される日常の生活指導体制・教育相談体制等の校内組織、及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1 日常の指導体制】

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うために、包括的な取り組みの方針、防止のための取り組み、早期発見のあり方、対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。また、いじめ防止に関する取組の実施状況を学校評価に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

【別紙2 年間指導計画】

### (3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認識した場合に、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認、迅速な解決を図るための組織的対応を別に定める。なお、事後の対応として、心理的、物理的な影響を与える行為が止まり、心身の苦痛を感じていない状況が3ヶ月継続しているかどうかを、本人や保護者への面談等により確認する。

【別紙3 組織的対応】

## 4、重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

I いじめにより本校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

II いじめにより本校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

・「相当の期間学校を欠席する」とは、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、児童生徒の生活状況に着目して判断する。

なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、校長が判断し、全教職員が適切かつ真摯に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態であると判断した場合は、直ちに姫路市教育委員会に報告する。そして、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって「いじめ対応チーム」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し事態の解決にあたる。なお、場合によっては、市教委が設置する「学校サポート・スクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」の調査に協力し事態の解決を図る。

## 5、その他の事項

本校は、信頼される学校をめざし、児童生徒・保護者・教職員の深い結びつきを通して、情報収集発信に努めてきた。そして、これからも、家庭訪問、保護者懇談会、登下校時の連絡、連絡帳での情報交換等あらゆる機会を活用して情報収集発信に努める。

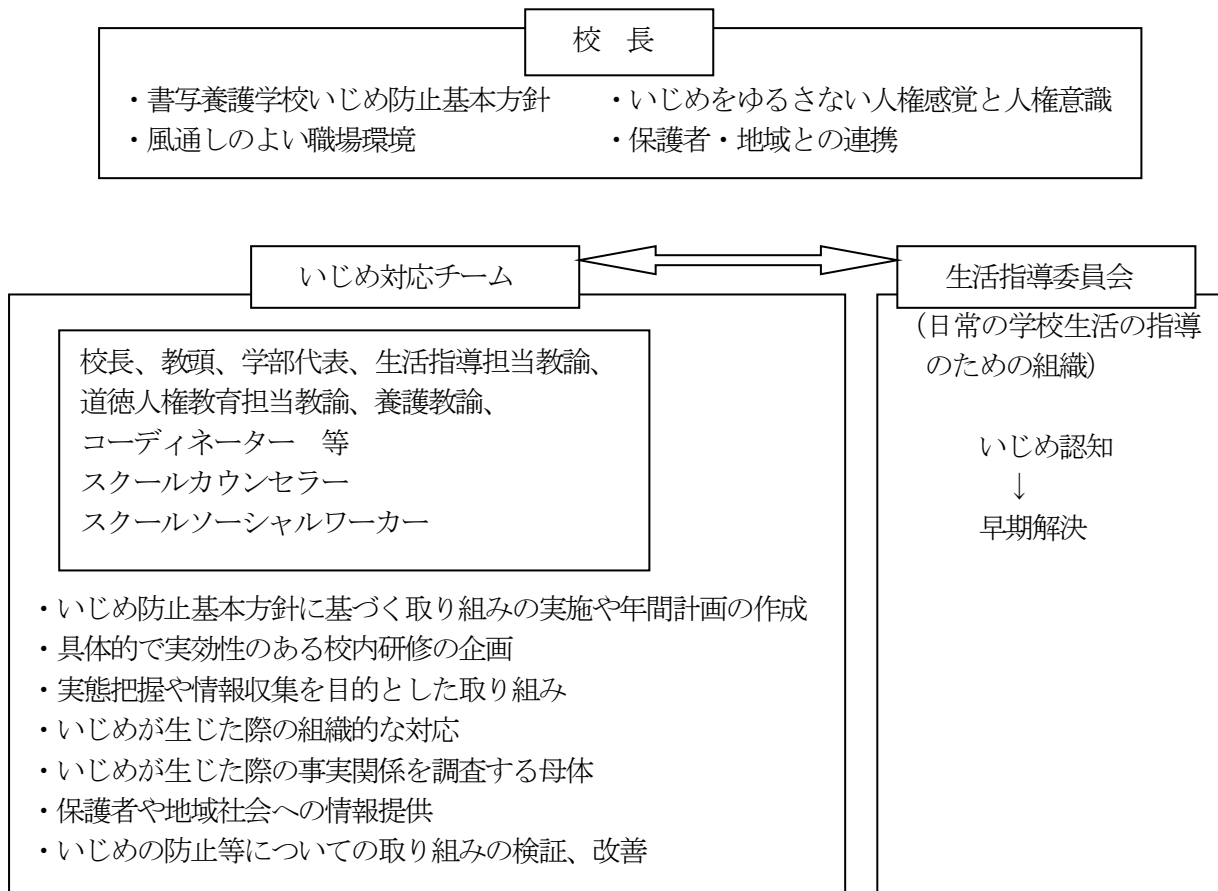
また、いじめ防止に実効性のある取り組みを行うために、この基本方針が実情に即して機能しているかどうかを、保護者や地域からの意見も十分に聞きながら、「いじめ対応チーム」を中心に点検し必要に応じて見直す。

### \*参考資料

#### いじめ防止対策推進法

##### (学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。



未然防止のために
<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習指導の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個々の児童生徒の実態に即した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいた学習</li> </ul> </li> <li>○特別活動の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 望ましい集団活動としての学校行事</li> <li>・ 近隣の学校や居住地校との交流活動</li> </ul> </li> <li>○道徳人権教育の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命を尊重する意識の涵養</li> <li>・ 自尊感情・自己有用感の育成</li> <li>・ 人権意識の高揚</li> </ul> </li> <li>○教育相談の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールカウンセラーの活用</li> </ul> </li> <li>○情報教育の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報モラルの指導</li> </ul> </li> <li>○保護者・地域との連携                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめ防止基本方針の周知</li> <li>・ 参観、懇談会、オープンスクール等の実施</li> <li>・ 峰相小・曾左小・書写中との小中特別支援一貫・連携教育</li> <li>・ PTAとの連携</li> </ul> </li> </ul>

早期発見に向けて
<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の収集                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員による気づき</li> <li>・ 担任・担当以外の教職員からの情報</li> <li>・ 児童生徒・保護者・地域からの情報</li> <li>・ 登下校や学校生活の中での観察</li> <li>・ アンケートの実施</li> <li>・ 児童生徒・保護者との面談による情報</li> </ul> </li> <li>○相談体制の確立                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口の設置、周知</li> <li>・ スクールカウンセラーの活用</li> </ul> </li> <li>○情報の共有                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告の徹底</li> <li>・ 職員会議等での情報共有</li> <li>・ 要配慮児童生徒の実態把握</li> <li>・ 次年度への引き継ぎ事項の徹底</li> </ul> </li> </ul>

## 年間指導計画

	会議・研修	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	・指導方針と年間計画の確認	・前年度担当との情報交換 ・「個別の教育支援計画」策定、「個別の指導計画」作成	・実態把握 ・転入学前学校園との情報交換
5月			
6月			・バイタルチェック
7月	・職員研修会	・懇談会 ・進路体験（～11月） ・学校評価 ・ライフスキル教育	・懇談会 ・プール開放
8月	・職員研修会 （カウンセリング）		
9月		・修学旅行（学部） ・トライやるウィーク	
10月	・授業研究	・白鳥小・峰相小・曾左小との交流 ・ライフスキル教育 ・校外学習（学部）	
11月	・授業研究	・書写中学校との交流	・アンケート ・バイタルチェック ・歯みがき指導
12月		・懇談会 ・東洋大学附属姫路高等学校との交流 ・学校評価	・懇談会
1月	・職員研修会		
2月		・懇談会 ・ライフスキル教育	・あゆみ展 ・懇談会
3月	・一年間の取り組みの検証	・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の評価	・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の評価

